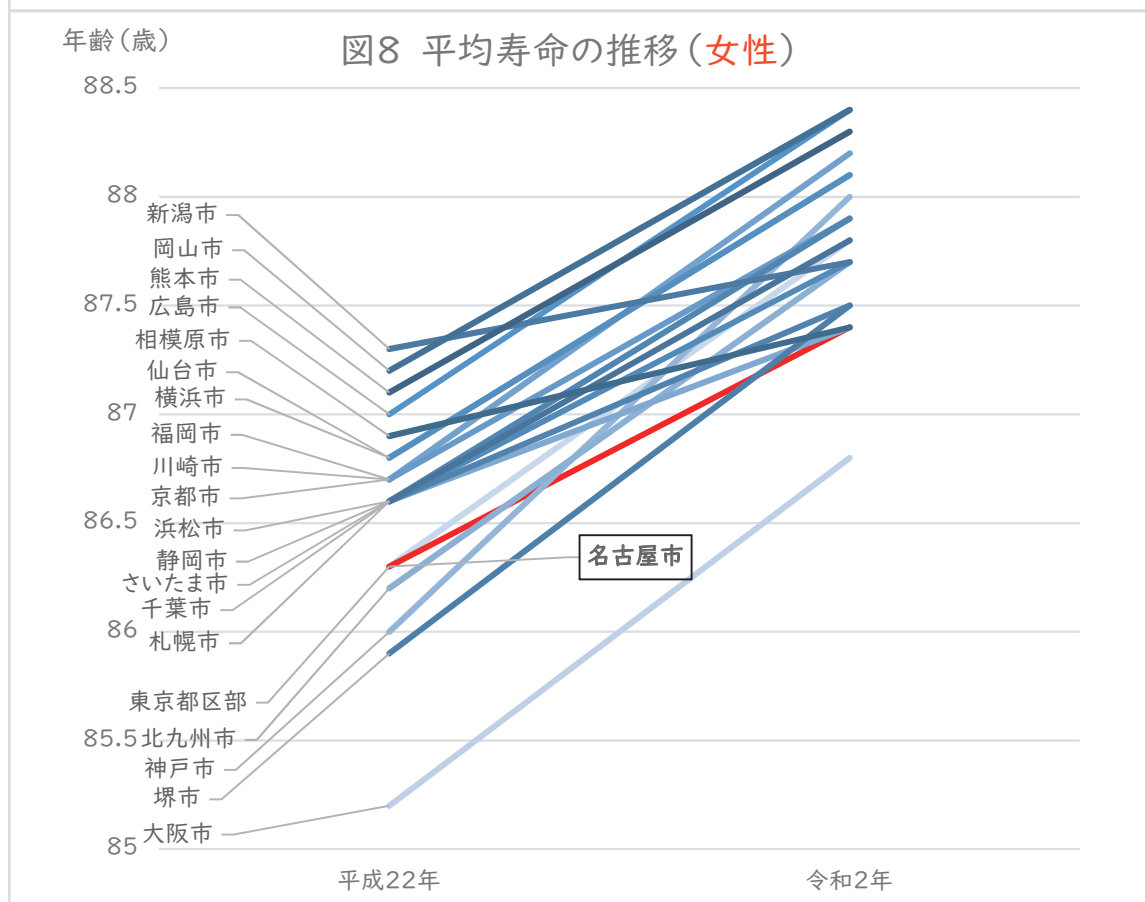
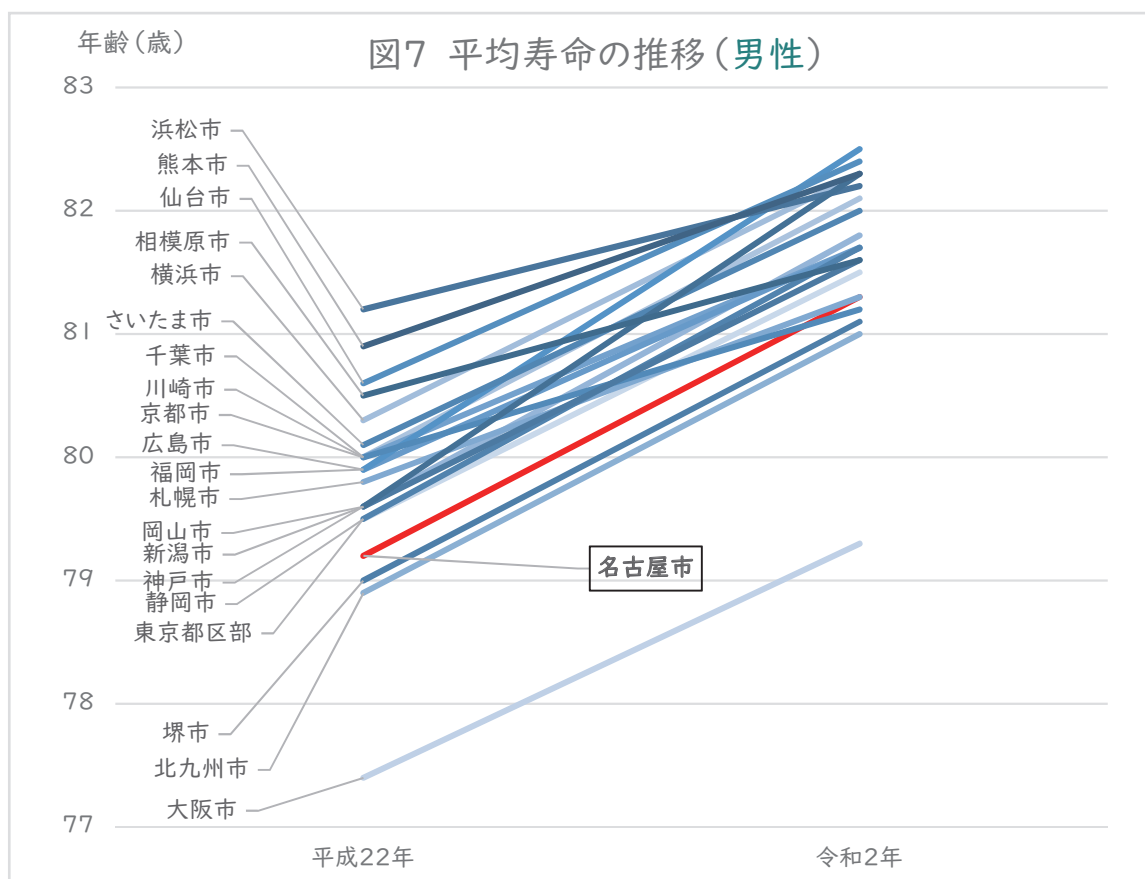
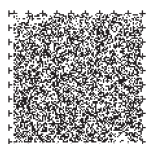




出典:厚生労働省人口動態・保健社会統計室・生命表/厚生労働科学研究健康寿命のページ・大都市の健康寿命(2010~2019年)

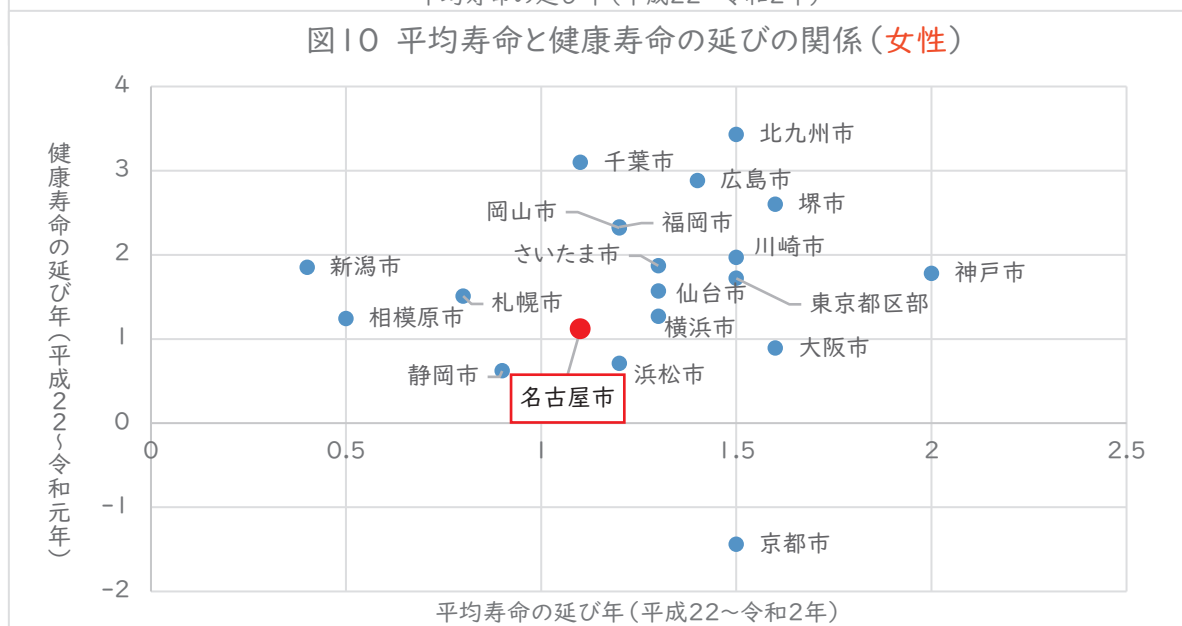
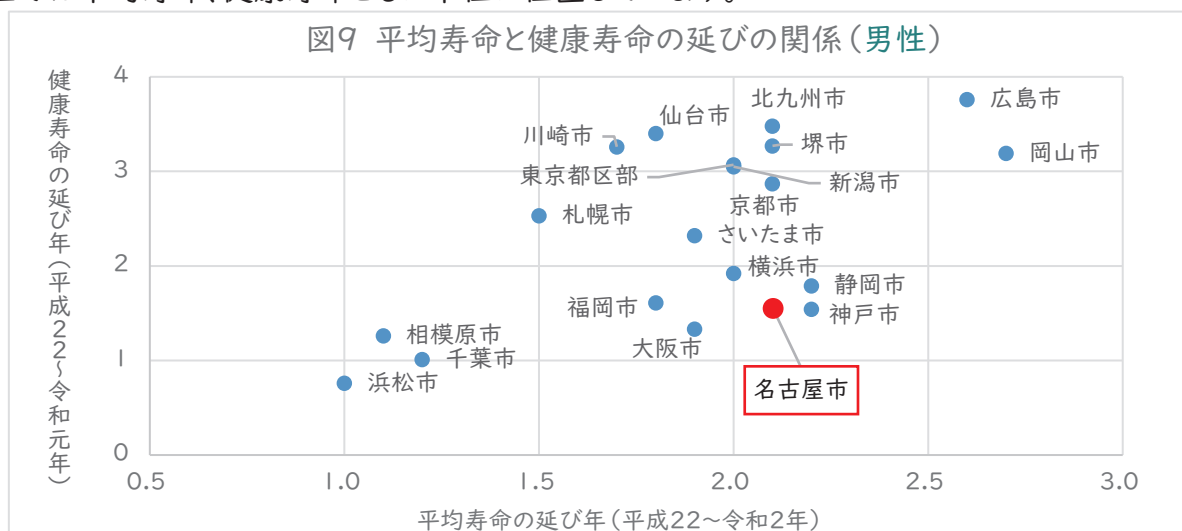


政令指定都市等の平均寿命と健康寿命の伸びを男女別に示します(図9、10)。

なお、健康寿命の定義・算出方法は色々ありますが、本書では国が3年ごとに国民生活基礎調査のデータを基に算定する「日常生活に制限のない期間の平均」を用いています。

(※調査年が異なるため、平均寿命の観察期間は平成22(2010)年から令和2(2020)年まで、健康寿命は平成22(2010)年から令和元(2019)年までです。)

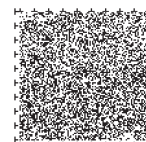
名古屋市の男性の平均寿命の伸びは政令指定都市等の中で中位、健康寿命の伸びは下位に、女性では平均寿命、健康寿命ともに下位に位置しています。



出典：厚生労働省人口動態・保健社会統計室・生命表/厚生労働科学研究健康寿命のページ・大都市の健康寿命(2010～2019年)
※熊本市を除く

※図9・図10の見方

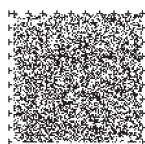
図9・図10のグラフは政令指定都市等の平均寿命と健康寿命の伸び年を示しています。例えば、名古屋市男性の平成22(2010)年の平均寿命は79.2歳、令和2(2020)年は81.3歳で2.1年延びており、健康寿命は平成22(2010)年に70.48歳、令和元(2019)年に72.04歳と1.56歳延びていますので、図9では、横軸を平均寿命の伸び2.1年、縦軸を健康寿命の伸び1.56年として表しています。平均寿命・健康寿命の双方が延びていると、政令指定都市等を示す点はグラフの右上になります。



※健康寿命とは

健康寿命とは、一般的に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指します。生存期間を健康な期間と不健康な期間に分け、集団における各人の健康な期間の平均を求めると、これが健康寿命の指標となります。

健康寿命には様々な定義や算出方法がありますが、本書では国民生活基礎調査のデータを基に国が3年ごとに算定する「日常生活に制限のない期間の平均」を使用しています。



3 高齢者の健康状態

3-1 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査

(1) 医療保険者が実施する健康診査等について

特定健康診査は生活習慣病予防のため保険者（市町村国保、健康保険組合等）が40～74歳を対象として実施するメタボリックシンドロームに着目した健康診査で、メタボ健診と言われることもあります。

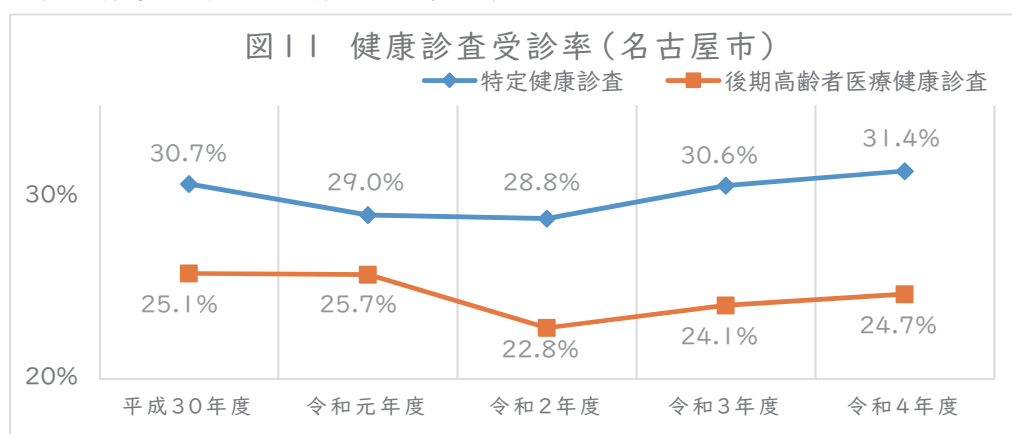
特定保健指導は、特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる対象者に医療専門職が行う保健指導のことで、結果に応じて、「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に区分されます。動機付け支援としては、メタボリックシンドロームのリスクが出始めた対象者に、医療専門職による初回面接と実績評価を実施しています。積極的支援では、メタボリックシンドロームのリスクが重複している対象者に、初回面接と3か月以上の継続支援と実績評価を実施しています。

後期高齢者医療健康診査は、後期高齢者医療の被保険者（75歳以上及び65歳～74歳で一定の障害のある人）を対象に実施される健康診査で、愛知県後期高齢者医療広域連合においては、生活習慣病の早期発見と重症化予防を目的とし県内市町村に委託して実施しています。

(2) 健康診査受診率等の状況

名古屋市の健康診査の受診率の年次推移（図11）と、政令指定都市の特定健康診査実施率と特定保健指導実施率（図12）を示します。

名古屋市の健康診査の受診率はコロナ禍に減少、その後は回復しているものの、政令指定都市の中では中位にとどまり、特定保健指導実施率（動機付け支援対象者と積極的支援対象者のうち、特定保健指導が終了した者の割合）は下位に位置しています。



※特定健康診査の対象は名古屋市国民健康保険被保険者（40～74歳）

出典：第3期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）/後期高齢者医療健康診査実績値

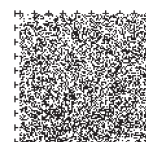
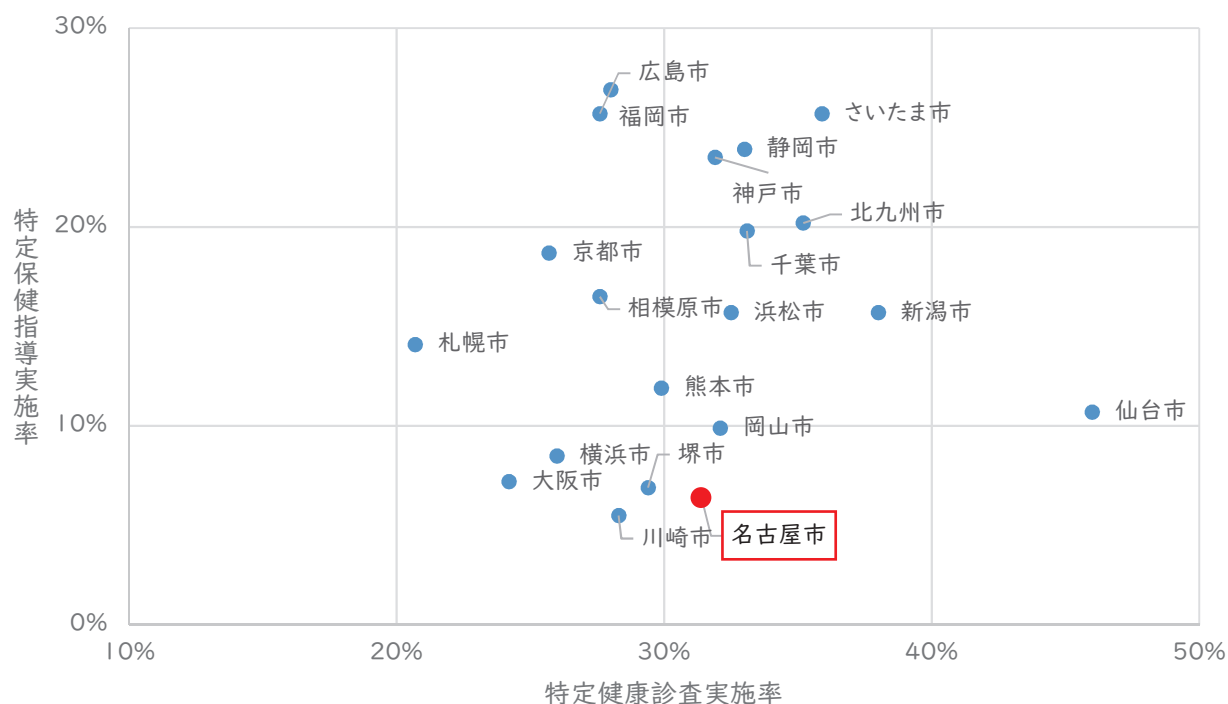


図12 政令指定都市別特定健康診査実施率と特定保健指導実施率（令和4年度）



出典：法定報告値（令和4年度）

